

郵送による届出をご利用の事業主各位

名古屋東公共職業安定所
雇用保険適用課長

繁忙期における郵送による届出に関するお願い(重要)

日頃より雇用保険業務の円滑な運営につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年4月から5月は、特に膨大な量の雇用保険関係届出書類が当課あてに郵送されます。極力すみやかな事務処理に努めているところですが、限られた行政資源の中で対応しており、事業主のみなさまには大変なご不便をおかけしております。

つきましては、繁忙期における郵送について、以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

●ご返送時期の見込み(昨年度実績)

- ①離職証明書(離職票の発行)及び継続給付支給申請書については、当課到着後、ご返送までに**3~4週間程度**を要しました。
- ②その他の書類については、**4週間以上**を要した場合がございます。
- ③雇用保険被保険者資格取得届の提出期限は、雇用した日の属する月の翌月10日までとなります。(4月1日入社の方は5月10日まで)4月中旬頃までは事務処理に時間を要する期間となりますので、可能な限り4月下旬以降の届出にご協力をお願いします。
※ハローワークの窓口にご来所された方の待ち時間縮減を優先してまいりますので、お急ぎの場合は、**電子申請による届出**をお勧めいたします。

●電子申請をする3つのメリット

- ①24時間・365日、申請できます。
- ②個人情報紛失のリスクがありません。
- ③時間と費用を削減できます。

●お電話でのお問い合わせについて

毎年4月から5月は、**お電話が大変つながりにくい状況**となっております。また、この時期は特に膨大な量の書類を取り扱っていることから、進捗状況等のご確認については、緊急の場合を除き、極力お控えください。